

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金のご案内

○令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（以下「本給付金」という。）は、令和5年12月1日時点で上天草市に住民登録があり、**令和5年度分の住民税均等割のみ課税**の人を含む世帯を対象に、**1世帯あたり10万円**を給付するものです。

※本給付金は、令和5年度上天草市物価高騰重点支援給付金（7万円）との重複受給はできません。

○**対象外**の世帯が受給した場合、本給付金を返還することになりますので、ご注意ください。

1

対象

令和5年12月1日時点で上天草市に住民登録があり、令和5年度分の**「住民税均等割のみ課税」**の人を含む世帯で、対象外の要件を含まない世帯

基本要件

<対象となる世帯の例>

例1) 世帯全員が住民税均等割のみ課税の世帯

例2) 世帯に住民税均等割のみ課税の人と住民税非課税の人で構成される世帯

※いずれも、以下の対象外の要件を含まないことが前提となります。

対象外

- ① 住民税均等割が課税されている人の**扶養親族等のみ**からなる世帯
- ② 個人住民税所得割が課せられている人を含む世帯
- ③ 住民税未申告の人を含む世帯
- ④ 他市町村で本給付金を受給された世帯

<対象とならない世帯の例>

例1) 別世帯の子（課税）に扶養されている親（住民税均等割のみ課税）の世帯

例2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告の人がいる世帯

2 本給付金の受給手続き（確認書・申請書の提出）

(1) **対象**となる可能性がある世帯に、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。

(2) 令和5年1月2日から12月1日までに**本市へ転入**されるなど、**対象**となる可能性がある世帯に、**申請書**が届きます。

(3) 届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、市福祉課へ持参ください。



(4) 返送期限は、**令和6年5月31日（金曜日）必着**となります。

(5) 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

❗「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

<お問い合わせ先> ☎861-6192 上天草市松島町合津7915-1

上天草市役所福祉課 福祉政策室

☎0969-28-3381